

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		許可の取消し
所 管 部 課 係 名		市民生活部環境課生活環境係
根 拠 法 令 及 び 条 項		新座市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第27条
処 分 基 準	関 係 条 項	新座市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第9条及び第26条
	基 準 (未設定の場合はその理由)	許可事業者が次のいずれかに該当するとき。 1 新座市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第26条の規定による命令に従わないとき。 2 偽りその他不正の手段により新座市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第9条の許可を受けたとき。
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年10月1日設定（平成 年 月 日最終変更）